

豊島区地域公共交通会議設置要綱の改正について

豊島区地域公共交通会議設置要綱について、運送法第9条第4項の改正に伴い下記のとおり運賃協議関係の変更を行う。また、オンライン参加について明文化する。

【改正概要】

1. 運送法第9条第4項に規定する運賃等を決める場合には、別途「運賃協議会」を置き協議を行い、交通会議に報告することに改正。
2. オンラインでの出席について、会長が認めた場合は可能とする。

資料

令和6年3月21日改正 豊島区地域公共交通会議設置要綱
新旧対照表